

同等品の取り扱いについて

物品の入札または見積合わせについて、仕様書等に規格や性能等に見合う参考品を示し「同等品可」としているものは、事前に確認を受けたうえで、参考品と同等以上の物品により入札または見積合わせに参加することができます。確認手順等は下記をご参照ください。

事前に確認を受けていない物品により落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんのでご注意ください。

記

●同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能・価値等が参考品と同等以上であることを、担当課が認めた物とします。

●同等品の確認

同等品により入札または見積合わせの参加を希望する場合は、**仕様書に示す同等品確認期限**までに、「同等品確認票」及びその性能価値等がわかる資料（カタログ、仕様書価格表等）を**担当課**（仕様書参照）へ提出してください。

●同等品可否決定の通知

担当課において「同等品確認票」及び資料をもとに審査し、認定の場合は確認欄に「○」を、不認定であれば「×」と記入し、FAXにて返信します。

なお、同等品と認められなかった物品により、当該入札または見積合わせに参加することはできませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

八代市役所 3階 契約検査課 契約係

TEL : 0965-33-4120（直通） FAX : 0965-30-7585（直通）